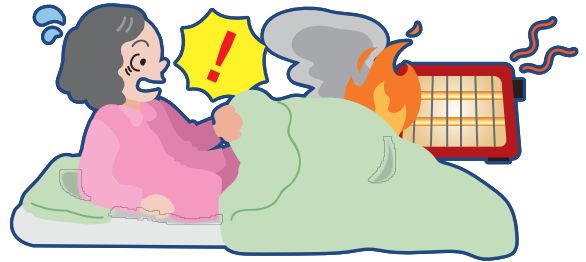


暖房器具等による事故にご注意ください

★暖房器具による火災の事例

電気ストーブを寝具の近くで使用したまま就寝したら、寝具がヒーターに触れて出火した。



<事故を防ぐための注意点と対処法>

- 就寝時は暖房器具の電源の切り忘れに注意しましょう。
- 暖房器具の周囲に可燃物（衣類、布団等）を置かないようにしましょう。
- 機器に異常を感じたときは直ちに使用を中止しましょう。
- リコール製品による事故も起きていますので、お使いの製品がリコール対象となっていないか、リコール情報もお確かめください。（リコール情報は名古屋市消費生活センターのウェブサイトから確認できます。）

★カイロ等による低温やけどの事例

腰にカイロを貼り、電気毛布を付けたまま就寝した。翌朝カイロを剥がすと痛痒さがあり、低温やけどを負っていた。



<事故を防ぐための注意点と対処法>

- 低温やけどを防ぐためには長時間同じ場所を温めないことが重要です。
- 就寝時には、布団が暖まったら、湯たんぽやあんかは布団から出す、寝るときはカイロは使用しない、電気毛布等は高温では使用しないなどの注意が必要です。
- 低温やけどは水で冷やしても効果はありません。見た目より重症の場合がありますので、痛みや違和感がある場合は医療機関を受診しましょう。



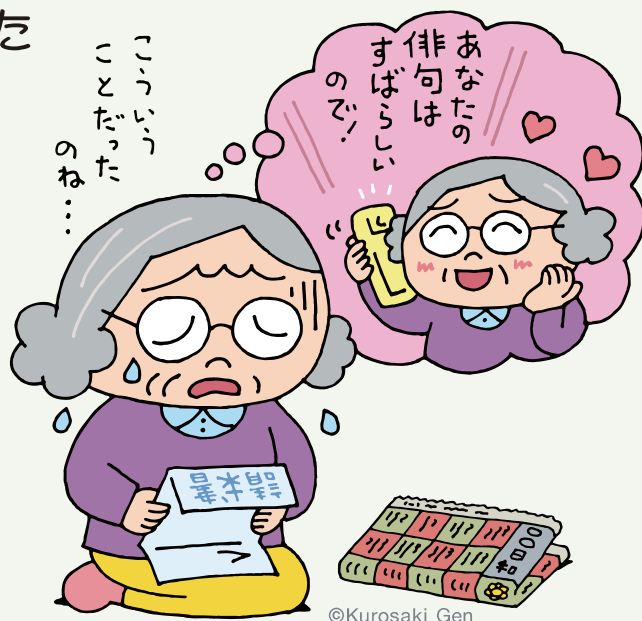
暖房器具等を使用する機会が増加する時期です。
製品を正しく使用し、事故を未然に防止しましょう!!!!

見守り 新鮮情報

「あなたの俳句は素晴らしい。新聞に掲載しないか」と電話で勧誘され、有頂天になり承諾した。掲載料は、2万円

と聞いていたが、確認すると
24万円だった。

高額なので断っても、「キャンセルは出来ない」と強く言われ、仕方なく契約した。新聞にも掲載されてしまった。(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

「俳句が素晴らしい」と褒められて …24万円の掲載料

ひとこと助言



見守るくん

- 「俳句」以外にも「短歌」「書道」「絵画」「写真」等で同様の手口が発生しています。
- 褒められて嬉しい気持ちに付け込まれ、つい承諾してしまいがちですが、一度限りのつもりが次々に勧誘されるケースもあります。執ように勧誘される場合は、あいまいな断り方をせず、きっぱり断りましょう。
- 電話勧誘販売の場合、事業者は契約書面を交付する義務があります。掲載料等の契約内容は書面でしっかりと確認することが大切です。契約書面が渡されていないときや、法定の契約書面を受け取ってから8日以内のとき等はクーリング・オフが出来る場合があります。
- 不安なときは、早めに名古屋市消費生活センターにご相談ください。
- 周囲の人も、不審な書類がないか、変わった様子がないか、普段から気を配りましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第321号（2018年11月6日）発行：独立行政法人国民生活センター

利用のご案内

相談室（相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です）

受付時間 月～金曜日 TEL 052-222-9671
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く) TEL 052-222-9674
TEL 052-223-3160

消費生活相談 金融商品・高齢者専買商法110番
架空請求ホットダイヤル
サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 TEL 052-222-9690
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

土・日テレフォン相談

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。



交通のご案内
●地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
●地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m

●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

URL

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談受付」もご利用ください。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678